

平成26年労働安全衛生調査(労働環境調査)  
個人票

厚生労働省



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

この調査票は、秘密の保護に万全を期し、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのままに記入してください。

都道府県番号	一連番号	個人番号
1	2	3

[ 記入上の注意 ]

- 設問には複数回答可と表示がない限り、該当する番号1つに○印をつけてください。(複数回答可であるものは、回答欄が  のように網かけになっております。)
- 矢印(→)のあるところは、矢印に沿って質問が終わるまで回答してください。
- 特にことわりのない限り、平成26年9月30日現在における状況について記入してください。
- 過去に他の事業所で勤務されたことのある方や複数の事業所に勤務されている方についても、今回調査票の配布を受けた事業所に関する状況についてのみ回答してください。
- 調査票の提出は、11月20日までをお願いします。

I 性、年齢、就業形態、職種に関する事項

1 あなたの性、年齢、就業形態、今の業務に就いてからの経験年数、職種について該当するものに○をつけてください。

(1) 性

男	1
女	2

(5) 職種(注7)

管理的職業従事者	01
専門的・技術的職業従事者	02
事務従事者	03
販売従事者	04
サービス職業従事者 (介護サービス職業従事者及び 保健医療サービス職業従事者を除く)	05
介護サービス職業従事者及び 保健医療サービス職業従事者	06
生産工程従事者	07
輸送・機械運転従事者	08
建設・採掘従事者	09
運搬・清掃・包装等従事者	10
上記に該当しない職種	11

(2) 年齢(満年齢)

20歳未満	1
20～29歳	2
30～39歳	3
40～49歳	4
50～59歳	5
60～64歳	6
65歳以上	7

(3) 就業形態

正社員(注1)	1
契約社員(注2)	2
パートタイム労働者(注3)	3
臨時・日雇労働者(注4)	4
派遣労働者(注5)	5

(4) 今の業務に就いてからの経験年数(注6)

1年未満	1
1年以上3年未満	2
3年以上5年未満	3
5年以上10年未満	4
10年以上	5

- (注1) 「正社員」とは、フルタイム勤務で雇用期間の定めのない者をいいます。定年まで雇用される方は「期間の定めのない」者として「正社員」と回答してください。
- (注2) 「契約社員」とは、フルタイム勤務で1か月を超える雇用期間の定めのある者をいいます。
- (注3) 「パートタイム労働者」とは、一般社員(フルタイム勤務者で基幹業務を行う社員)より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働日数が少ない方で、雇用期間の定めがない、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者をいいます。
- (注4) 「臨時・日雇労働者」とは、1か月以内の期間を定めて雇われている者をいいます。
- (注5) 「派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく労働者派遣事業を行う事業所から派遣された者をいいます。
- (注6) 勤続年数ではなく、業務の経験年数をいいます。
- (注7) 職種については裏面に解説がありますので、記入に当たって参照してください。

## 1 頁解説

1 (5)の職種については、あなたが現在行っている業務について、下表を参考にして、一番近いと思われる番号に○をつけてください。

職種	具体的内容
管理的職業従事者	会社役員、会社管理職員（いわゆる管理職）で、課長（課長相当職を含む）以上の者
専門的・技術的職業従事者	研究者（研究員、研究職）、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、その他技術者（地質調査技術者等）、医師・歯科医師・獣医師・薬剤師、保健師・助産師・看護師、医療技術者（医療放射線技師等）、その他保健医療従事者（栄養士等）、社会福祉専門職業従事者（福祉相談指導専門員、保育士等）、法務従事者（弁護士等）、経営・金融・保険専門職業従事者（公認会計士、税理士等）、教員、宗教家、著述家・記者・編集者、美術家・デザイナー・写真家・映像撮影者、音楽家・舞台芸術家、その他の専門的職業従事者（学芸員、カウンセラー等）
事務従事者	一般事務従事者（庶務、人事、企画、受付・案内、秘書、電話応接、総合等）、会計事務従事者（現金出納事務員等）、生産関連事務従事者、営業・販売事務従事者、外勤事務従事者、運輸・郵便事務従事者、事務用機器操作員
販売従事者	商品販売従事者（小売店主・店長等）、販売類似職業従事者（不動産売買仲介人・売買人等）、営業職業従事者（勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事する者等）
サービス職業従事者 （介護サービス職業従事者及び 保健医療サービス職業従事者を除く）	家庭生活支援サービス職業従事者（家政婦等）、生活衛生サービス職業従事者（理容師、美容師、浴場従事者、クリーニング業等）、飲食物調理従事者（料理人等）、接客・給仕職業従事者、居住施設・ビル等管理人、その他サービス職業従事者（旅行・観光案内人等）
介護サービス職業従事者及び 保健医療サービス職業従事者	介護職員、訪問介護従事者（ホームヘルパー）、看護助手、歯科助手等
生産工程従事者	生産設備制御・監視従事者、機械組立設備制御・監視従事者、製品製造・加工処理従事者、機械組立従事者、機械整備・修理従事者、製品検査従事者、機械検査従事者、生産関連・生産類似事業従事者（自動車塗装工、映写技師等）
輸送・機械運転従事者	鉄道運転従事者、自動車運転従事者、船舶・航空機運転従事者、その他の輸送従事者（車掌、甲板員等）、 <b>定置・建設機械運転従事者</b>
建設・採掘従事者	建設従事者（大工、 <b>左官等</b> ）、 <b>電気工事従事者</b> 、土木作業従事者、採掘従事者
運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者（郵便・電報外務員、船内・沿岸荷役従事者等）、清掃従事者（ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング職等）、包装従事者（打直綿包装工、食品包装工、レッテル（ラベル）貼り工等）、 <b>その他の運搬・清掃・包装等従事者</b> （機械掃除工、病院等の雑務等）
上記に該当しない職種	上記に分類できないもの。 <b>保安職業従事者</b> （警備員等）、 <b>農林漁業従事者</b> （林業従事者、漁業従事者等）等が含まれます。

## 2 頁解説

「鉛を取り扱う場所での業務」とは、鉛、鉛化合物を取り扱う業務及びその業務を行う作業所の清掃の業務等をいいます（労働安全衛生法施行令別表第4に掲げる業務）。

「**粉じんが発生する場所での作業**」とは、岩石の裁断、研磨加工、粉状物質の袋づめ及び混合等じん肺にかかるおそれがあると認められる作業をいいます（じん肺法施行規則別表に掲げる作業）。

「**有機溶剤**」とは、下記に掲げるものをいいます（労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる物質）。

1 アセトン	9 エチレングリコールモノメチル エーテル (別名メチルセロソルブ)	21 酢酸ノルマル-ペンチル (別名酢酸ノルマル-アミル)
2 イソブチルアルコール	10 オルト-ジクロロベンゼン	22 酢酸メチル
3 イソプロピルアルコール	11 キシレン	23 四塩化炭素
4 イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	12 クレゾール	24 シクロヘキサノール
5 エチルエーテル	13 クロロベンゼン	25 シクロヘキサノン
6 エチレングリコールモノエチル エーテル (別名セロソルブ)	14 クロロホルム	26 1,4-ジオキサン
7 エチレングリコールモノエチル エーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	15 酢酸イソブチル	27 1,2-ジクロルエタン (別名二塩化エチレン)
8 エチレングリコールモノ-ノル マル-ブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	16 酢酸イソプロピル	28 1,2-ジクロルエチレン (別名二塩化アセチレン)
	17 酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	29 ジクロルメタン (別名二塩化メチレン)
	18 酢酸エチル	30 N,N-ジメチルホルムアミド
	19 酢酸ノルマル-ブチル	31 スチレン
	20 酢酸ノルマル-プロピル	

## II 健康に影響を与えるおそれのある業務に関する事項

問1 あなたは現在、下記の1～10の業務に従事していますか。主として行っている業務については1つ、従として行っている業務については該当する番号すべてに○をつけてください。

また、下記の業務が、有害業務であることを知っていますか。該当する番号に○をつけてください。  
(有害業務とは、法令で定める有害な業務あるいは作業方法や作業環境の管理が適切に行われていないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務をいいます。)

業務の種類	従事業務		有害業務 の認識有
	主として	従として	
1 鉛を取り扱う場所での業務	01	01	01
2 粉じんが発生する場所での作業	02	02	02
3 有機溶剤を取り扱う場所での業務	03	03	03
4 特定化学物質を製造し又は取り扱う場所での業務	04	04	04
5 放射線にさらされる場所での業務	05	05	05
6 除染等業務、特定線量下業務	06	06	06
7 強烈な騒音を発する場所での業務	07	07	07
8 振動工具による身体に著しい振動を与える業務	08	08	08
9 紫外線、赤外線にさらされる業務	09	09	09
10 重量物を取り扱う業務	10	10	10
11 上記の業務には従事していない	11		

「11 上記の業務には従事していない」を選択した人は、以上で質問は終わりです。  
ご協力ありがとうございました。

上記の1～10の業務に従事している人は、以下の質問に回答して下さい。

問2 問1の「主として」従事する業務に就いたときに、人体に及ぼす作用、取扱上の注意及び事故時の応急措置等について教育又は説明を受けましたか。受けた場合には、役に立っているかどうかお答えください。

受けたことがある	役立っている	1
	役立っていない	2
受けたことがない		3

<問3は、問1の「従事業務」で3(有機溶剤を取り扱う場所での業務)に記入した人のみお答えください。>

## III 有機溶剤に関する事項

問3(1) あなたは、有機溶剤の人体に及ぼす作用、取扱上の注意事項及び中毒が発生した時の応急措置の方法などを知っていますか。

よく知っている	1
大体知っている	2
あまり知らない	3
全く知らない	4

(2) あなたが有機溶剤を使用して作業する場所はどこですか(該当する番号すべてに○をつけてください。)

屋内(タンク内を除く)	1
タンク内	2
屋外	3

## 2 頁解説（続き）

32 1,1,2,2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	39 ノルマルヘキサン	48 ガソリン
33 テトラクロロエチレン (別名パークロロエチレン)	40 1-ブタノール	49 コールタールナフサ (ソルベントナフサを含む)
34 テトラヒドロフラン	41 2-ブタノール	50 石油エーテル
35 1,1,1-トリクロロエタン	42 メタノール	51 石油ナフサ
36 トリクロロエチレン	43 メチルイソブチルケトン	52 石油ベンジン
37 トルエン	44 メチルエチルケトン	53 テレピン油
38 二硫化炭素	45 メチルシクロヘキサノール	
	46 メチルシクロヘキサノン	
	47 メチルノルマルブチルケトン	
54 ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む）		
55 1～54に掲げる物のみから成る混合物		
56 1～54 と当該物質以外の物との混合物で、1～54 を当該混合物の重量の 5% を超えて含有するもの		

「特定化学物質」とは、ジクロロベンジジン、重クロム酸、ベンゼン、アンモニア等をいいます（労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる物質）。

「放射線にさらされる場所での業務」とは、以下の業務をいいます。

- ① エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務
- ② サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用又は電離放射線（アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線及びエックス線をいう。後記⑤において同じ。）の発生を伴う当該装置の検査の業務
- ③ エックス線管若しくはケノトロン（ケノトロン）のガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務
- ④ 厚生労働省令で定める放射性物質を装備している機器の取扱いの業務
- ⑤ 上記④に規定する放射性物質又は当該放射性物質若しくは前記②に規定する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱いの業務
- ⑥ 原子炉の運転の業務
- ⑦ 坑内における核原料物質（原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。）の掘採の業務

「除染等業務」とは、①原発事故により放出された放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずる業務、②除去土壌（土壌等の除染等の措置により生じた土壌（当該土壌に含まれる事故由来放射性物質のうちセシウム134及びセシウム137の放射能濃度の値が1万Bq/kgを超えるものに限り、）をいいます。）又は事故由来放射性物質により汚染された廃棄物（当該廃棄物に含まれる事故由来放射性物質のうちセシウム134及びセシウム137の放射能濃度の値が1万Bq/kgを超えるものに限り、）の収集、運搬又は保管に係る業務、③除染特別区域等における上下水道施設、焼却施設、中間処理施設、埋め立て処分場における業務等、除去土壌又は汚染廃棄物等の処分の業務をいいます。

「特定線量下業務」とは、除染特別地域等（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）に規定する「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」をいいます。）内にあって、事故由来放射性物質による平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト毎時）を超える場所で事業者が行う、除染などの業務以外の業務（建設工事に伴う測量や現地調査、運送などの業務が該当します。製造業などの屋内作業については、屋内作業場所の平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ 以下の場合、屋外の平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超えていても特定線量下業務には該当しません。）をいいます。

「振動工具」とは、ピストンによる打撃機構を有する工具、内燃機関を内蔵する工具で可搬式のもの、グラインダー、携帯用の皮はぎ機、タイタンパー等をいいます。

「紫外線、赤外線にさらされる業務」とは、電気、ガスによる溶接、切断を行う業務、アーク灯の操作を行う業務、赤外線乾燥装置のそばで強い赤外線にさらされる業務等をいいます。

「重量物を取り扱う業務」とは、おおむね30キログラム以上の物を取り扱う（人力により担う）業務の他、その取扱いが腰部や四肢等に著しく負担となるようなものを取り扱う業務をいいます。

## 3 頁解説

「化学物質に関するリスクアセスメント」とは、化学物質により発生する負傷又は疾病の重篤度と発生の可能性の度合を見積もり、それに対する対策を検討するものをいいます。

「安全データシート（SDS）」とは、化学物質の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を記載した文書をいいます。

なお、SDSは、平成23年度までは一般に「MSDS（化学物質等安全データシート）」と呼ばれていましたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一され、JIS Z 7253においても「SDS」とされています。

「GHSラベル」とは、GHS分類（隔年ごとに改訂）に該当する化学品に表示することとされているラベルをいいます。

「GHS分類」とは、国連が平成15年7月に勧告した「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」における分類をいい、危険有害性がある全ての化学物質が一定の基準に従ってクラス又は区分ごとに分かれております。

ただし、成形品は除かれており、また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等については、原則GHSでは表示の対象とされていません。

（GHS：The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略）

<問4は、問1の「従業務」で1～6に記入した人のみお答えください。>

【化学物質に関する事項】

問4(1)あなたは、化学物質に関するリスクアセスメントについて、どのようなものか知っていますか。

知っている	1
知らない	2
15	

→ あなたの所属する事業所では、化学物質に関するリスクアセスメントを実施していますか。実施されている場合、その結果がどのように利用されているかについてもお答え下さい。

実施している	リスクアセスメントの結果を事業所内への掲示等により周知している	1
	リスクアセスメントの結果に基づいて安全衛生教育が行われている	2
	特に利用されていない	4
	どのように利用されているかわからない	5
実施していない		6
実施しているかどうかわからない		7
		16

(2)あなたは、安全データシート(SDS)について、どのようなものか知っていますか。

知っている	1
知らない	2
17	

① あなたは、安全データシート(SDS)に記載された内容を確認したことがありますか。

ある	1
ない	2
18	

② あなたは、安全データシート(SDS)を用いた安全衛生教育、作業指示を受けたことがありますか。

ある	1
ない	2
19	

(3)あなたは、GHSラベルの絵表示とその意味について、どのようなものか知っていますか。

知っている	1
知らない	2
20	

① あなたは、GHSラベルに記載された内容を確認したことがありますか。

ある	1
ない	2
21	

② あなたは、GHSラベルについて、周知・教育を受けたことがありますか。

ある	1
ない	2
22	

(4)あなたは、次のようなGHSラベルの絵表示※の意味を知っていますか。



知っている	1
知らない	2
23	



知っている	1
知らない	2
24	



知っている	1
知らない	2
25	



知っている	1
知らない	2
26	

※実際の絵表示では、四角の太い外枠の線の色は赤です。

以上で質問はすべて終わりです。ご協力ありがとうございました。  
(封筒に入れ、しっかり封をして、事業所の担当者にお渡しください。)